

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく  
諏訪圏域の減災に係る取組方針

平成 30 年 3 月 23 日

諏訪圏域大規模氾濫減災協議会

## 目 次

- 1 はじめに
- 2 本協議会の構成員
- 3 諏訪圏域の概要
- 4 諏訪圏域の現状と課題
- 5 減災のための目標
- 6 概ね5年で実施する取組み
- 7 取組方針のフォローアップ

# 1 はじめに

諏訪圏域は古くから大規模な洪水被害がたびたび発生してきました。近年においても、平成18年7月豪雨に伴い、諏訪地域では400mmを超える降雨量を記録し、諏訪湖で計画高水位を超えるなど、諏訪湖周辺では甚大な浸水被害が発生しました。

このような近年の度重なる台風襲来や異常豪雨の頻発等を鑑みると、再び大きな災害が発生してもおかしくない状況にあり、膨大な費用と時間を要するハード整備で、早期に安全を確保することが困難な状況となっています。

そこで諏訪地域では岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、長野県が連携し、治水対策はもとより減災のためのソフト対策を含めた「水害に強いまちづくり」を強力に推進するため平成19年3月に「水害に強いまちづくり協議会」を設立し活動をしてまいりました。

一方、全国においては、平成27年9月の関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失、広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。これに住民避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほど多数の孤立者が発生するなど甚大な被害となりました。

こうした背景から、平成27年12月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されたことを踏まえ、国土交通省では施設では守りきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会 再構築ビジョン」をとりまとめました。

そのような中、平成28年8月の台風10号では岩手県小本川が氾濫し、小本川沿川の高齢者福祉施設で9名の死者が出る被害が発生しました。

これを受け、平成29年1月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が答申され、ただちに「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を加速し、都道府県が管理する河川においても本格展開することが求められております。

こうしたことから長野県では、河川管理者、市町村などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、諏訪圏域の県管理河川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、活動して参りました「水害に強いまちづくり協議会」を発展させて、「諏訪圏域大規模氾濫減災協議会」（以下、「本協議会」という。）を設立することといたしました。

本協議会では、「現状の水害リスク情報」や「市町村が行う円滑かつ迅速な避難の取組み」、「的確な水防活動等の取組み」など各取組状況の情報を共有し、円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために、地域の取組み方針を作成し、共有していきます。

なお、取組方針策定後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、確かな対策の実施のための進捗確認等、フォローアップを行うこととします。

## 2 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおり

| 機 関 名             | 代 表 者 (構成員) |
|-------------------|-------------|
| 岡谷市               | 市 長         |
| 諏訪市               | 市 長         |
| 茅野市               | 市 長         |
| 下諏訪町              | 町 長         |
| 富士見町              | 町 長         |
| 原村                | 村 長         |
| 諏訪広域消防本部          | 消 防 長       |
| 岡谷警察署             | 署 長         |
| 諏訪警察署             | 署 長         |
| 茅野警察署             | 署 長         |
| 諏訪地域振興局           | 局 長         |
| 諏訪保健福祉事務所         | 所 長         |
| (協議会長)<br>諏訪建設事務所 | 所 長         |

本協議会のアドバイザーは以下のとおり

| 機 関 名  |
|--|
| (アドバイザー)<br>国土交通省中部地方整備局 天竜川上流河川事務所<br>長野地方気象台<br>長野県 危機管理防災課<br>長野県 河川課 |

### 3 諏訪圏域の概要

諏訪圏域は、天竜川水系の最上流部に当たる圏域で、岡谷市、諏訪市、茅野市と諏訪郡下諏訪町、富士見町、原村の3市2町1村で構成されています。

圏域の総面積は約715.75km<sup>2</sup>で、県全体の約5.3%を占めており、圏域内の県管理河川は45河川その総延長は約307.9kmで、県管理河川全体延長4,802.7kmの約6.4%となっています。

諏訪圏域の河川の特性は、ハヶ岳および盆地周辺の山間地では急峻な溪流を形成し、諏訪湖に流入する平地部では流れが緩やかになっています。その中間部には扇状地が形成され、上流部から発生する土砂により天井川となっている河川も多く見られます。

諏訪湖周辺の地域では、諏訪湖の増水、低地部での中小河川の氾濫に伴い、幾度となく被害を受けてきており、特に昭和58年9月の台風10号に伴う洪水被害は大きく、諏訪湖や上川、宮川等の支川の氾濫等により諏訪湖周辺を中心に死者2名、全壊家屋14戸、家屋浸水3,684戸の被害が発生しました。また、近年においては、平成18年7月豪雨に伴い、諏訪湖が計画高水位を上回り、2,582戸の家屋が浸水する大規模被害が発生しています。さらに、近年増加している局所的豪雨では、岡谷市街地を中心に、浸水被害が頻発しており、平成25年8月15日の集中豪雨では、塚間川、大川の沿川において、44戸の家屋等が浸水する被害が発生しました。

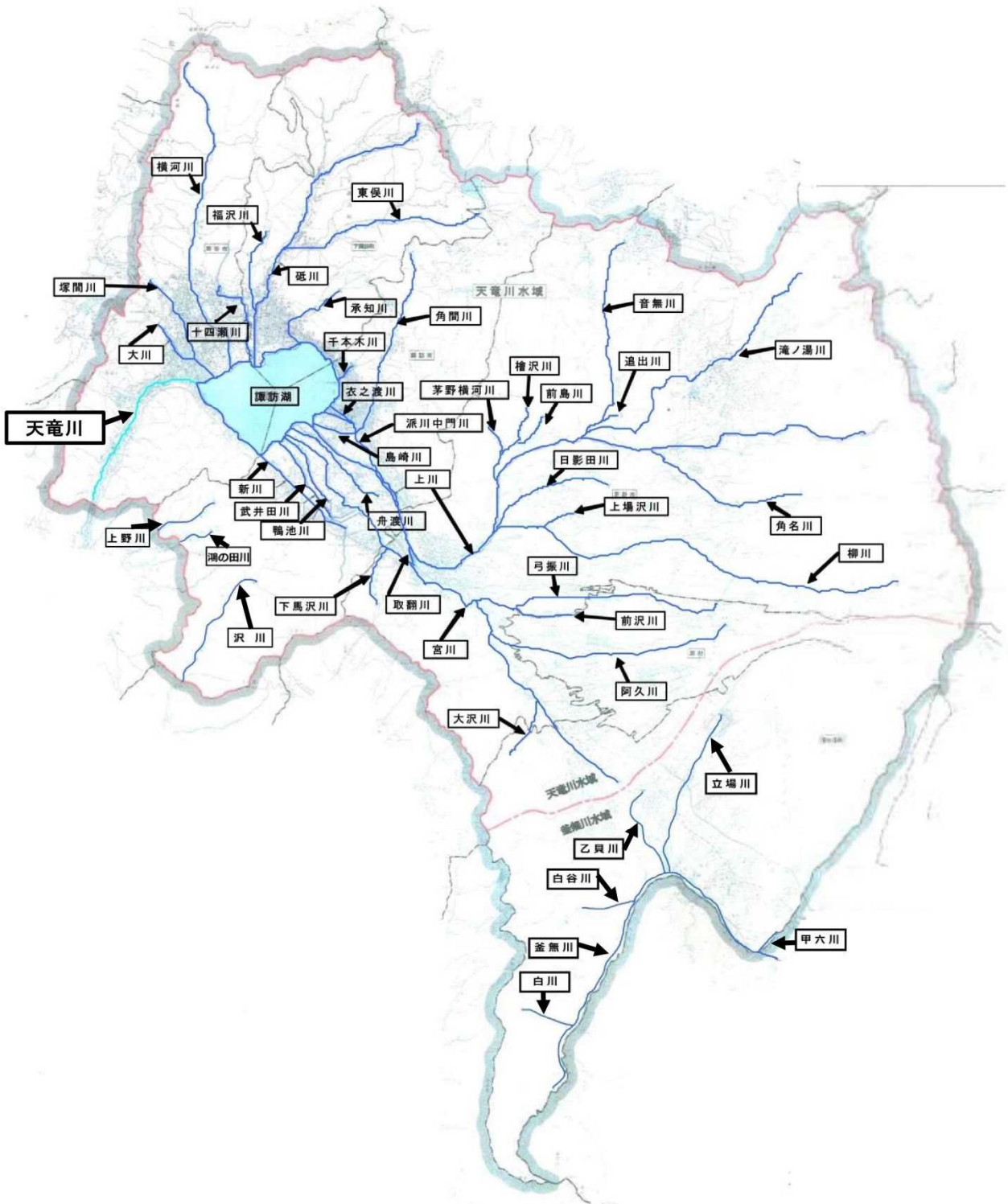
このように、たびたび水害に見まわれる当圏域において昭和初期から諏訪湖の湖岸をはじめとして河川改修を行っており、特に諏訪湖の湖岸堤については、昭和42年以来30年弱の歳月を要してほぼ完成し、これらの治水事業により水害の防御に対して一定の成果は得られたものの、諏訪湖周辺の低地部の河川や、流下能力が著しく低い河川などでは依然として洪水被害発生の危険性がある状況です。

河川整備にあたっては「天竜川水系諏訪圏域河川整備計画」により整備を進めており、沿線の人口や資産の状況、現況の流下能力、災害の発生状況を踏まえ、洪水に伴う被害が発生した河川、もしくは発生の危険度が高い河川、想定される被害の大きな河川として、上川、砥川、新川、武井田川、鴨池川、舟渡川、十四瀬川、横河川、塚間川、大川、承知川、宮川、乙貝川、阿久川、諏訪湖について整備しています。

【諏訪圏域の河川現況】

|           | 県管理河川数 | 河川延長 (km) |
|-----------|--------|-----------|
| 天竜川水系     | 39     | 262.3     |
| 富士川水系     | 6      | 45.6      |
| 諏訪圏域      | 45     | 307.9     |
| 県全体       | 737    | 4802.7    |
| 県全体に対する割合 | 6.1%   | 6.4%      |

諏訪圏域の県管理河川図



## 4 諏訪圏域の現状と課題

諏訪圏域における減災対策について、各構成員が現在実施している洪水時の情報伝達や水防に関する事項等についての現状と課題を抽出し、以下のとおりとりまとめた。

### ①情報伝達等に関する事項

| 項目                 | 現状  | 課題  |       |      |     |     |    |     |      |     |     |     |    |     |     |     |    |     |
|--------------------|---|---|-------|------|-----|-----|----|-----|------|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|----|-----|
| 想定される浸水リスクの周知      | <p>○諏訪湖、天竜川、上川、宮川、砥川、横河川については、浸水想定区域図が策定され、河川課ホームページ等で公表している。</p> <p>○各市町村からは、浸水想定区域図に基づくハザードマップが公表され全戸配布済み。</p>  | <p>(1)最近の被災状況を踏まえると、水位周知河川の他、整備済み河川においてもより大規模な氾濫に備え対策を図る必要がある。</p> <p>(2)住民への周知に向けた取組みの強化が必要である。</p> <p>(3)施設（ハード）整備が絶対の安全ではないということの周知が必要である。</p> <p>(4)想定最大規模降雨における浸水想定区域を見直し、ハザードマップの更新が必要である。</p> <p>(5)出前講座などを含む、住民への周知に向けた取組みの強化が必要である。</p>  |       |      |     |     |    |     |      |     |     |     |    |     |     |     |    |     |
| 洪水時における河川水位等の情報の内容 | <p>○圏域内に、雨量計が26ヶ所設置されている。</p> <p>○圏域内一級河川(県管理区間)には、下記位置8箇所水位計と量水標が設置されている。</p> <p>天竜川：下浜水位局（岡谷市）<br/> 上川：銭場水位局（茅野市）<br/> 江川橋水位局（茅野市）<br/> 宮川：安国寺水位局（茅野市）<br/> 中州水位局（諏訪市）<br/> 砥川：医王渡橋水位局（下諏訪町）<br/> 横河川：長地水位局（岡谷市）<br/> 諏訪湖：釜口水門（岡谷市）</p> | <p>(6)県管理区間の一級河川だけではなく流入河川の氾濫や内水対策に関する情報が必要である。</p> <p>(7)水位周知のため、水位計を設置する必要がある河川は以下の通り。</p> <table border="0"> <tr> <td>諏訪湖周辺</td> <td>46箇所</td> </tr> <tr> <td>天竜川</td> <td>2箇所</td> </tr> <tr> <td>新川</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>武井田川</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>鴨池川</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>宮川</td> <td>4箇所</td> </tr> <tr> <td>舟渡川</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>上川</td> <td>3箇所</td> </tr> </table> | 諏訪湖周辺 | 46箇所 | 天竜川 | 2箇所 | 新川 | 1箇所 | 武井田川 | 1箇所 | 鴨池川 | 1箇所 | 宮川 | 4箇所 | 舟渡川 | 1箇所 | 上川 | 3箇所 |
| 諏訪湖周辺              | 46箇所  |   |       |      |     |     |    |     |      |     |     |     |    |     |     |     |    |     |
| 天竜川                | 2箇所   |   |       |      |     |     |    |     |      |     |     |     |    |     |     |     |    |     |
| 新川                 | 1箇所   |   |       |      |     |     |    |     |      |     |     |     |    |     |     |     |    |     |
| 武井田川               | 1箇所   |   |       |      |     |     |    |     |      |     |     |     |    |     |     |     |    |     |
| 鴨池川                | 1箇所   |   |       |      |     |     |    |     |      |     |     |     |    |     |     |     |    |     |
| 宮川                 | 4箇所   |   |       |      |     |     |    |     |      |     |     |     |    |     |     |     |    |     |
| 舟渡川                | 1箇所   |   |       |      |     |     |    |     |      |     |     |     |    |     |     |     |    |     |
| 上川                 | 3箇所   |   |       |      |     |     |    |     |      |     |     |     |    |     |     |     |    |     |

|                             |   |  |
|-----------------------------|---|--|
|                             | <p>○諏訪湖流入河川、水路の水門、樋門等<br/>46箇所</p> <p>○圏域内一級河川(県管理区間)には、下記位置10箇所に監視カメラが設置されている。</p> <p>釜口水門 5箇所<br/>塚間川 1箇所<br/>砥川 1箇所<br/>上川 1箇所<br/>鴨池川 1箇所<br/>武井田川 1箇所</p> <p>○管内市町村では次のとおり雨量計を設置している。</p> <p>岡谷市 11箇所<br/>諏訪市 10箇所<br/>茅野市 14箇所<br/>下諏訪町 4箇所<br/>富士見町 3箇所</p>                      | <p>茅野横河川 1箇所<br/>衣之渡川 1箇所<br/>中門川 1箇所<br/>承知川 1箇所<br/>砥川 2箇所<br/>福沢川 1箇所<br/>十四瀬川 1箇所<br/>横河川 1箇所<br/>塚間川 1箇所<br/>大川 1箇所<br/>乙貝川 1箇所</p>   |
| <p>市町村への情報提供と避難勧告等の発令基準</p> | <p>○決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れのある場合には、建設事務所長から関係首長に情報伝達を行う。</p> <p>○建設事務所担当者(水防当番)から関係自治体防災担当者に対して情報伝達を行っている。</p> <p>○避難勧告等は、各市町村の地域防災計画に記載し、それに基づき発令している。</p> <p>○諏訪湖、天竜川、上川、宮川、砥川、横河川(洪水予報河川、水位周知河川)では水防警報で水位周知している。</p> <p>○気象庁ホームページや防災情報提供システムで流域雨量指数の予測値(洪水警報の危険分布度、流域雨量指数帳票)を提供している。</p> | <p>(8)関係首長へより具体的に、確実に情報伝達する必要がある。(ホットライン)</p> <p>(9)確実な情報提供を担保する必要がある。(水位情報、予報も含め)</p> <p>(10)避難勧告等の発令基準の具体化、地域防災計画の現況に応じた見直しが必要である。</p> <p>(11)避難勧告等に係る判断や伝達に係る詳細なマニュアルの整備が必要である。</p> <p>(12)避難に必要な時間を確実に確保する必要がある。(タイムライン)</p> <p>(13)災害時要配慮者に留意が必要である。</p> <p>(14)避難時の判断に必要な防災気象情報の利活用を促進する必要がある。</p> |



|                        |   |  |
|------------------------|---|--|
| <p>場所<br/>避難経路</p>     | <p>○圏域内市町村（岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村）では、県管理河川について浸水想定区域図を基に洪水ハザードマップを作成し全戸配布をするとともにホームページに公表している。</p>  | <p>(15) 県管理河川についても想定最大規模降雨での浸水想定区域の見直しが必要。</p> <p>(16) 避難時の危険に配慮して、多様な避難方法を選択できるようにする必要がある。</p> <p>(17) 洪水以外の危険（土砂災害、地震、火事等）にも活用できるようにできたらよい。</p> <p>(18) 住民への周知の取組み強化が必要である。</p> <p>(19) 大規模災害時の避難について、市町村を超えた広域的避難、長期避難に向けた検討が必要である。</p> |
| <p>住民等への情報伝達の体制や方法</p> | <p>○雨量・水位情報等をホームページ（長野県河川砂防情報ステーション）で公表している。</p> <p>○避難情報を防災行政無線、ホームページ、防災情報メールや広報車などにより伝達している。</p> <p>○地元ケーブルテレビの地域チャンネルで情報伝達している。</p> <p>○災害時は臨時災害放送局を開設する。</p> | <p>(20) 住民へのわかりやすさ、危険度が伝わるようにすることが必要である。</p> <p>(21) 荒天時等危険時に確実に情報提供する必要がある。</p> <p>(22) あらゆる人に情報提供する工夫が必要である。（インターネット未利用者、視力・聴力低下者、外国人等）</p> <p>(23) 防災メールへの加入促進。</p> <p>(24) 防災行政無線が聞こえにくい地域がある。</p> <p>(25) 臨時災害放送局の活用。</p>             |
| <p>避難誘導體制</p>          | <p>○避難誘導は市町村職員、警察、消防団員、自主防災組織等の各組織が実施している。</p> <p>○水防活動を行う消防団が避難誘導等の任務も担っている。</p> <p>○地域防災計画に定められた要配慮者利用施設については、避難確保計画や避難訓練の実施が義務化された。</p>                        | <p>(26) 迅速な避難が可能となるよう、組織ごとの役割分担の明確化が必要である。</p> <p>(27) 構成員の減少、高齢化対策が必要である。</p> <p>(28) より実践に即した訓練が必要である。</p> <p>(29) 地域防災計画に要配慮者施設を定め、該当施設において避難確保計画を策定し避難訓練を実施する。</p>   |

|            |   |  |
|------------|---|--|
| 避難に関する啓発活動 | <p>○地域によっては、年2回の避難訓練、地区ごとに出前講座を行っている。</p> <p>○地域によっては、地区防災組織等に出前講座を行い避難に関する基準等の作成を指導している。</p> | <p>(30)水害の経験がない世代の避難等に関する知識が十分でない。</p> <p>(31)河川の氾濫に対する危機意識をもった住民が少ない。</p> <p>(32)園児、児童など子どもへの啓発が不十分。</p> <p>(33)河川から遠い地域に住む住民へ河川氾濫に対する危機意識の不足。</p> <p>(34)夜間対応への備えが不十分。</p> <p>(35)住民自ら判断し、行動をする訓練、教育、啓発が必要。</p> <p>(36)避難訓練については、想定される状況に基づいた訓練を行う必要がある。</p> |
|------------|---|--|

## ②水防に関する事項

| 項目               | 現状   | 課題   |
|------------------|--|--|
| 河川の巡視            | <p>○重要水防区域を定め、公表している。</p> <p>○出水期前に水防団、自治体等と危険箇所の共同点検を実施している。</p> <p>○出水時には水防団等がそれぞれ河川巡視を実施している。</p> | <p>(37)重要水防区域が多く、優先的に監視・水防活動すべき箇所の特定が困難である。</p> <p>(38)住民へ重要水防区域の周知が必要である。</p> <p>(39)点検箇所の経年状況の把握（カルテ）と見直しが必要である。</p> |
| 水防資機材整備状況        | <p>○諏訪建設事務所や市町村において、土のう袋やシート等を庁舎、水防倉庫などに備蓄している。</p>  | <p>(40)装備品の情報共有、使用融通を検討する必要がある。</p> <p>(41)装備品等の確保、交換を確実に行う必要がある。</p>  |
| 自治体庁舎等の水害時における対応 | <p>○大規模な水害時には、庁舎等が浸水し機能が低下・停止する恐れがある</p> <p>○ライフライン（電気、ガス、水道、通信）が浸水し機能が低下・停止する恐れがある。</p>             | <p>(42)災害時の対応拠点となる庁舎等について耐水化対策が必要。</p> <p>(43)被災時の代替機能を確保する必要がある。</p>  |
| 水防工法の伝承          | <p>○自治体において、水防訓練を実施し水防工法、炊き出し、救急法等の訓練を実施している。</p>  | <p>(44)水防工法等実際に使用する機会が少なく技術の伝承が必要。</p>   |

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

| 項目           | 現状   | 課題   |
|--------------|--|--|
| 水門、樋門等の操作・運用 | <p>○諏訪湖流入河川、水路の水門・樋門等は平成 21 年 2 月に統一の操作要領を作成し現在運用している。</p> <p>○平成 18 年 7 月の豪雨災害をうけ、諏訪湖周辺に樋門樋管を設置した。</p> <p>○釜口水門は操作規則により、ゲートの操作や関係機関への情報伝達を行っている。</p> <p>○平成 28 年に排水ポンプ車を配備し、内水対策を行っている。</p> | <p>(45)ゲート操作に伴う河川の状況を提供する必要がある。</p> <p>(46)許可工作物（排水口、樋門など）について明確な操作規則による運用が必要。</p> <p>(47)排水ポンプの確実な運用。</p> <p>(48)各所で災害が想定されるため、実際操作する職員の確保。</p> |

④河川管理施設の整備に関する事項

| 項目               | 現状   | 課題                            |
|------------------|--|-------------------------------|
| 防等河川管理施設の現状の整備状況 | <p>○圏域内県管理河川では、以下の箇所で河川改修事業を実施中である。</p> <p>諏訪湖</p> <p>塚間川 岡谷市</p> <p>新 川 諏訪市</p> <p>武井田川 諏訪市</p> <p>宮 川 茅野市</p> <p>砥 川 下諏訪町</p> <p>承知川 下諏訪町</p> <p>乙貝川 富士見町</p> <p>阿久川 原 村</p> <p>○天竜川水系諏訪圏域河川整備計画は上記改修区間のほか上川、鴨池川、舟渡川、十四瀬川、および大川を優先的に整備する河川としている。</p> | <p>(49)引続き対策を実施してゆく必要がある。</p> |

※各項目の課題の番号(1)～(49)は、後述の「6 概ね 5 年で実施する取組」の内容と対応

## 5 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 33 年度までに達成すべき減災目標を以下のとおりとします。

### 【5 年間で達成すべき目標】

諏訪圏域の流域における大規模水害に対し、  
「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す

### 【目標を達成するための 3 つの取組み】

- ① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組み
- ② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組み
- ③ 社会経済活動被害最小化を図るための排水活動や河川管理施設整備の  
取組

※ 大規模水害・・・想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※ 逃げ遅れ・・・立退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ、孤立した状態

※ 社会経済被害の最小化・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

## 6 概ね5年で実施する取組み

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取組む主な内容は次のとおりである。

### 1) ハード対策の主な取組み

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組み項目・取組機関については、以下のとおりである。

| 項 目   | 主な取組み項目  | 備 考 |
|---|--|-----|
| ◆洪水を河川内で安全に流す対策<br><br>対応課題<br>(49)                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・優先的に実施する堤防、護岸等の整備【県】</li> <li>・適時適切な維持管理の実行【県】</li> </ul>  |     |
| ◆避難行動や水防活動等に資する基盤等の整備<br><br>対応課題<br>(6)(7)(20)(21)(22)(23)<br>(24)(25) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨量や水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握し伝達するための基盤整備【県】</li> <li>・防災行政無線の改良（デジタル化・新スプリアス化）、防災ラジオ、ディスプレイ付戸別受信機の配布等【市町村】</li> <li>・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備【県・市町村】</li> <li>・水位計や量水標、CCTVカメラ等の設置【県・市町村】</li> <li>・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化【市町村】</li> <li>・内水被害危険箇所の対策や排水ポンプ車等の準備【国土交通省・県・市町村】</li> </ul> |     |

## 2) ソフト対策の主な取組み

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組み項目・取組機関については、以下のとおりとします。

### ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組み

| 項目   | 主な取組み項目   | 備考 |
|--|---|----|
| <p>◆広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等</p> <p>対応課題<br/>(1)(2)(3)(4)(5)(15)<br/>(16)(17)(18)(19)</p>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表【県】</li> <li>広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等【市町村】</li> <li>要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進【市町村】</li> </ul>   |    |
| <p>◆避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成</p> <p>対応課題<br/>(8)(9)(10)(11)(12)<br/>(13)(14)(26)(27)(28)<br/>(29)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告の発令に着目したホットライン・タイムラインの作成【県・市町村・気象台】</li> <li>タイムラインに基づく実践的な訓練【県・市町村・気象台】</li> <li>「危険度や色分けした時系列」、「警報級の可能性」や「洪水警報の危険度分布」等の新しい防災気象情報の利活用の検討【県・市町村・気象台】</li> </ul>                                    |    |
| <p>◆防災教育や防災知識の普及</p> <p>対応課題<br/>(30)(31)(33)(34)(35)<br/>(36)</p>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>水災害の事前準備に関する問合せ窓口の設置【協議会全体】</li> <li>「水防災」に関する知識の普及【協議会全体】</li> <li>出前講座等を活用した講習会の実施【県】</li> <li>プッシュ型の洪水予報等の情報発信【県】</li> <li>水位計やライブカメラ等の情報をリアルタイムで提供【県】</li> <li>許可工作物管理者への防災意識の向上【県・市町村】</li> </ul> |    |

②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組み

| 項 目  | 主な取組み項目  | 備 考 |
|--|--|-----|
| <p>◆より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化</p> <p>対応課題<br/>(37)(38)(39)(40)(41)<br/>(42)(43)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施【県・市町村】</li> <li>・水防団同士の連絡体制の確保【市町村】</li> <li>・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検【協議会全体】</li> <li>・水防活動の担い手となる水防団員や水防協力団体確保に向けた取組（広報誌、市町村のイベント、コミュニティー放送等）【市町村】</li> <li>・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築【県・市町村】</li> <li>・内水被害危険個所の把握及び情報共有【国土交通省・県・市町村】</li> <li>・災害拠点となり得る施設での資材・備品の強化等【県・市町村】</li> </ul> |     |

③社会経済活動被害最小化を図るための排水活動や河川管理施設整備の取組

| 項 目  | 主な取組み項目  | 備 考 |
|--|--|-----|
| <p>◆排水計画（案）の作成及び訓練の実施</p> <p>対応課題<br/>(45)(46)(47)(48)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害を想定した樋門、水門、排水ポンプ車の操作要領に基づく訓練の実施【協議会全体】</li> <li>・排水（ポンプ車）訓練の実施【協議会全体】</li> <li>・内水被害危険箇所の排水計画（案）の作成【県・市町村】</li> </ul> |     |

## 7 取組方針のフォローアップ

この取組方針に記載した事項については、各構成員において、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映するよう努めるとともに、目標の実現に向け、継続的に取組むものとする。

また、本協議会は毎年出水期前に開催し、取組みの進捗状況を確認するとともに、必要に応じ、この取組方針を見直すものとする。